

ブロードバンド時代の音楽産業

音楽流通システムの再編

青山学院大学 国際政治経済学部 国際経営学科 3年 小林由弥

目次

序論

第1章 音楽流通システム

1-1 音楽流通と利用許諾

1-1-1 音楽流通の三要素

1-1-2 音楽利用許諾システム

1-1-3 音楽利用許諾システムの課題

1-2 音楽配信ビジネスの実態

1-2-1 ノンパッケージ音楽流通システム

1-2-2 自衛策としての有料音楽配信 米国でのファイル交換ソフト氾濫を背景に

1-3 音楽配信ビジネスの課題

第2章 ファイル交換ソフトの影響

2-1 ファイル交換ソフトの実態

2-1-1 止まらないファイル交換

2-1-2 国内におけるファイル交換の実態

2-1-3 対立するファイル交換への見解

2-2 パッケージ市場へ及ぼす影響

2-2-1 ネガティブ要因の可能性 RIAA と JASRAC の公式見解より

2-2-2 ポジティブ要因の可能性

2-3 ノンパッケージ市場へ及ぼす影響

2-4 ファイル交換ソフトとの差別化

2-4-1 音楽消費時代の到来

2-4-2 一人歩きするレコード会社の思惑

2-4-3 有料音楽配信普及の条件

第3章 結論

3-1 仮説の検証

3-2 ビジネスモデルの提案

主要参考資料

要旨

2000年以降の急速なブロードバンドの普及は、既存の音楽ビジネスをドラスティックに変革しようとしている。これまで主流であったパッケージ商品での音楽流通形態が、インターネットを利用したコンテンツ配信へと変質しようとしているのである。しかしそこにはまだ権利上の問題など、弊害も多く見受けられる。本稿では特にNapsterをはじめとするファイル交換ソフトの氾濫に焦点をあて、それが音楽産業に与える影響を分析し、既存の有料音楽配信がビジネスとして成立するための必要十分条件を模索する。現状では、インターネットを利用した音楽流通ビジネスでは勝ち組不在の状況が続いているが、音楽産業はこれまでも、録音技術の発達や貸与業者の出現など、産業の危機と言われた状況を乗り越えてきた経験を持つ。著者はこうした業界の経緯から比較的楽観的な視点を持ちながらも、既存のビジネスモデルからの脱却を強く提言する。

多角的な検証結果を得るためにレコード業界やウェブコンテンツ事業者の視点だけでなく、ユーザーやアーティストの視点からも調査を行った。本調査では、ファイル交換ソフトの氾濫が音楽産業を衰退させるという、レコード業界の見解を裏付けることは出来ず、むしろファイル交換ソフトがユーザーに浸透することが音楽産業発展のポジティブ要因である可能性を示すこととなった。現在はコンテンツの利便性や価格、課金システムの未成熟などが交錯し、ユーザーは専ら有料音楽配信よりもファイル交換ソフトの利用を支持している。そうした現状から著者は仮説として、ファイル交換ソフトとの差別化の必要性を掲げる。ユーザーにとっては既存の有料音楽配信がファイル交換ソフトと競合しているにもかかわらず、客観的に有料音楽配信の方が有利と思われる点が見受けられないためである。調査によって明らかとなった事項をもとにこの仮説を検証した結果、仮説の方向性として正当性を示すことが出来た。

なお、本論の結びに近未来のビジネスモデルとしてストリーミング技術を利用した音楽流通システムを提案している。現状ではまだインフラの未整備から実用段階に至っていないが、技術的な問題がクリアされていることから、急速に変化を遂げる現代コンテンツ産業においては、実現可能性が高いと考えられる。

序論

本論の目的は、インターネットを利用した音楽流通システムに焦点をあて、既存のビジネスモデルにおける問題点を浮き彫りにし、提言を試みることである。ここで言う既存のビジネスモデルとは、インターネットを利用して楽曲データファイルを有料で配信するモデルのことである。

インターネットを利用した音楽配信ビジネスが注目されるようになってきた背景には、2000年以降の急速なブロードバンドの浸透がある（図1参照）。高速ネットワークインフラが徐々に公共化しているため、これまではISP（Internet Service Provider）が主流であったビジネスモデルが成立しなくなり、新たなビジネスモデル、とりわけコンテンツビジネスにおけるイノベティブな環境が構築される可能性が高いと考えられたからである。インターネットを利用した音楽ビジネスもこの流れに順ずる形で注目を集めており、各レコード会社を中心とした有料音楽配信サイトも充実してきた。しかしながら、そうしたサービスもNapsterなどの無料ファイル交換ソフトが氾濫した状況下においてはユーザーの支持を得ることが難しく、ビジネスとして成立していないのが現状である²。また、その他のビジネスモデルにおいても、現段階ではまだ音楽コンテンツを取り扱う流通モデルとしては成功例に乏しい。こうした、インターネットでの音楽流通ビジネスにおける勝ち組不在の状況には、何か潜在的な問題点があるに違いない、というのが著者の一貫した立場である。

ここで本論の仮説を提示する。本論における仮説は、「インターネットを利用した音楽流通ビジネスは、無料ファイル交換サービスとの差別化によって成立し得る」というものである。ここで言う差別化とは、更なる付加価値によってファイル交換ソフトと競合しないようなコンテンツをユーザーに提供することと、極端に価格を下げるかもしくは課金を意識せずプロモーションとしての活用方法を見出すことの2点を指す。本論は、これまで日本の音楽産業の基礎であった“一部のクリエイターと大多数のユーザー”という1対Nの構造が、デジタル家電と高速ネットワークインフラの浸透によって、“一億総クリエイター、一億総ユーザー”というN対Nの構造にシフトしており³、既存の意識や制度では対応しきれない局面に入ったことから取り上げたものである。本論の仮説は以下の手順で検証する。

まず第1章では主として、既存の音楽流通システムを検証する。1-1で音楽ビジネスが権利ビジネスである点に着目し、音楽流通の基本的な構図を分析する。即ち、音楽の利用許諾に必要な手順を解説すると共に、インターネットを利用して音楽を流通させる上での弊害を述べる。1-2では米国でのファイル交換ソフトの氾濫を背景に、現状の有料音楽配信がどのように構築されてきたのかを説明する。1-3でファイル交換ソフト普及の要因を述べると共に、既存の有料音楽配信への提言を試みる。

第2章では、ファイル交換ソフトの普及が音楽産業に及ぼす影響を検証する。ファイル交換ソフトが音楽産業の衰退を招く主要因となりうるかどうかを明らかにするのが本章の目的である。2-1でファイル交

¹ ファイル交換ソフトに関する基本情報は、安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス 基礎編』株式会社リットーミュージック、2002年、254-263ページ、を参考にした。

² 岩井千明「インターネット有料音楽配信の現状と問題点」『青山国際政経論集』第56号、2002年、160-163ページ。

³ 岡本 薫『インターネット時代の著作権』財団法人全日本社会教育連合会、2002年、4ページ。

換ソフト普及の実態と、それへの対局した見解を述べる。2-2 ではファイル交換ソフトがパッケージ市場に及ぼす影響を考察し、同じく 2-3 ではノンパッケージ市場に及ぼす影響を考察する。そのうえで 2-4 では有料音楽配信がビジネスモデルとして成立するための条件を思案する。

ここまでの結果を踏まえ、第 3 章では序章で提示した仮説の検証と本論の研究結果から浮かび上がってくるビジネスモデルの提案を行う。3-1 で本論を総括し、序章で提示した仮説の検証を行い結論付ける。そのうえで 3-2 では本研究から浮かび上がってくる近未来の音楽流通ビジネスモデルを提案し、本稿の結びとする。

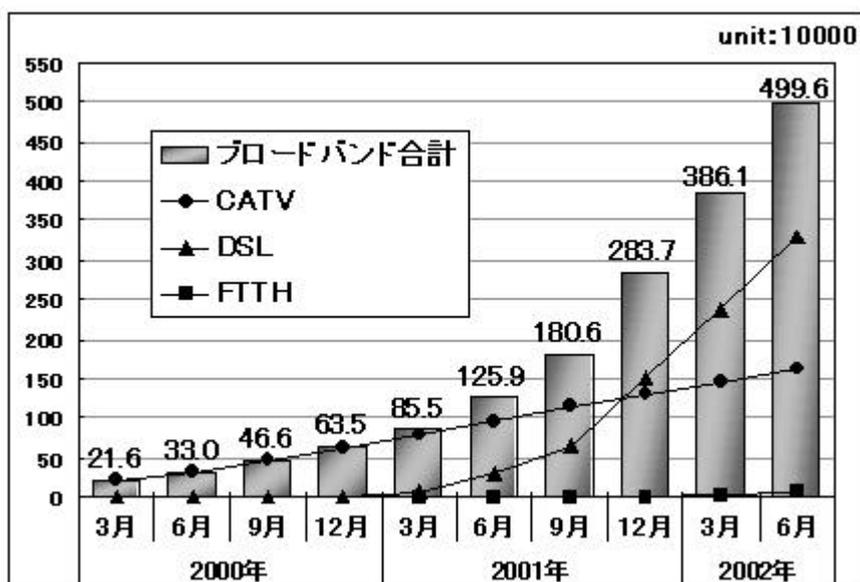


図 1 国内ブロードバンド・アクセスの加入数の推移（総務省総合通信基盤局の調査結果より著者が作成）

第 1 章 音楽流通システム

1-1 音楽流通と利用許諾

1-1-1 音楽流通の三要素

音楽が大衆に流通するまでには多くの段階を踏む。そこで最も大きな役割を果たすのがマネジメントオフィス（音楽プロダクション）、音楽出版社、レコード会社の三者である。これら三者の連携が、音楽をスムーズに流通させるための核となる。三者の主な機能はそれぞれ、マネジメントオフィスがアーティストの発掘と育成を手がけ、音楽出版社が楽曲の利用機会を開発し、レコード会社が流通手段を提供するというものである。これら三者はそれぞれレコードが売れるごとにアーティストの知名度が上がり、歌唱

印税⁴、出演料、原盤印税など、その所持する権利に応じて売り上げを分配している⁶。そのため、1枚でも多くのレコードが売れることが三者全てにとって好ましいことになる。また、原盤制作やアーティストプロモーションなどをこれら三者が共同で行うことも多い⁷。こうして三者は連携して、アーティストと楽曲がより多くの場で利用されるような土壌を形成していくのである。これらが音楽流通に不可欠な三要素であるが、ここで注意すべき点は、音楽が制作者以外の手で扱われる場合には権利の譲渡や利用許諾契約が不可欠だということである。では、音楽流通ビジネスが権利ビジネスとしてどのように成立しているのか検証してみよう。

1-1-2 音楽利用許諾システム

音楽ビジネスの基礎は権利ビジネスである。パッケージ化された音楽の場合、アーティストがその主たるイメージを形成することが多いが、その実態は作曲や演奏に携わった多くの制作者が保持する権利の集合体である⁸。また、音楽は著作物であり、著作物を利用するためには原則として著作権者の許諾を得る必要がある。さらに、既にレコード化された音楽を利用する場合には著作隣接権者⁹の許諾を得る必要がある¹⁰。しかしながら、多くの段階を経て制作される近年の音楽のなかには権利者が不明確であるものも珍しくなく、利用者が許諾を得るまでに多大な時間と労力を要するため、音楽を利用する許諾契約の窓口を一本化することが各国で行われている¹¹。日本においては長年、JASRAC（社団法人日本音楽著作権協会）が独占的に音楽著作権管理事業を行ってきた¹²。このような音楽著作権の集中管理事業者は、文化庁が認可した規定に基づき、著作者に代わって著作権使用料を徴収し権利者に分配している。個人では難しい著作権の管理（不正利用の取締りを含む）も、こうした管理事業者と契約を交わすことで容易に可能となるのだ。

1-1-3 音楽利用許諾システムの課題

このように、音楽を利用する場合には著作権管理事業者を通じて利用許諾を得る必要がある。しかしながら、インターネット事業者の場合、音楽の利用許諾プロセスはより複雑なものとなる。なぜなら著作権法上ではインターネットでの通信が「放送」ではなく「送信」と定義付けられているからである。テレビ局やラジオ放送局、有線放送事業者など、著作権法上の放送事業者が商業用レコードを利用する場合は放

⁴ レコードセールスに応じて歌手に支払われる印税。実演家印税、アーティスト印税と同義。

⁵ レコードが生産される際にマスターとなる録音物。原盤制作者には複製物の販売実績に応じて原盤印税が支払われる。

⁶ 相徳昌利『音楽業界スタッフ入門』中央経済社、2000年、105-112ページ。

⁷ 三野明洋『よくわかる音楽業界』日本実業出版社、2001年、138-139ページ。

⁸ 同上、128-129ページ。

⁹ 日本の著作権法における著作隣接権者は、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の4者。

¹⁰ 『著作権テキスト』平成14年度版 文化庁長官官房著作権課、2002年、50ページ。

¹¹ 同上、123ページ。

¹² 平成13年10月から施行された著作権等管理事業法によって大幅な規制緩和が行われ、現在は民間も含め6団体が音楽著作権管理事業に参入している。

送権（及び有線放送権）が及ばない¹³ことになっており、著作隣接権者は放送事業者が楽曲を使用した場合に文化庁指定の団体¹⁴を通じて報酬請求権を行使できるだけである¹⁵。つまり、放送事業者は JASRAC などの著作権管理事業者に使用料を支払いさえすれば、すぐに音楽を利用できるシステムが構築されているのである。これは歴史的経緯もあり、著作権法上で放送事業者が例外的に有利な立場に置かれていることに因る。一方、例えばストリーミング¹⁶など、インターネットで音楽を利用する場合、放送事業者と同じ手続きをとって利用しようとする、著作隣接権者が持つ送信可能化権の侵害となる¹⁷。そのため、インターネット事業者は利用する音楽 1 曲ごとに利用許諾を求めて著作隣接権者と直接交渉を行っている。現状では、インターネット事業者が著作隣接権者から許諾を得ることが業務上の最も大きな負担のひとつとなっており、利用許諾に関する簡素化されたシステムの構築が求められている¹⁸。

インターネット事業者の観点から日本の音楽利用の実態を眺めると、インターネット上にはまだ音楽利用に関して未開拓のスペースが大きく、プロモーションとしての利用を含めて今後の開拓が見込まれている。しかしながら、著作権法上インターネットでの通信が送信と定義されていることで、インターネット事業者の音楽利用機会が制限されてしまっている。世界的にも保護水準が高いとされる日本の著作権法が、インターネットビジネスの弊害となっている可能性があるのだ。

1-2 音楽配信ビジネスの実態

1-2-1 ノンパッケージ音楽流通システム

ここで、インターネットを利用した音楽流通システムを検証したい。インターネットを利用した有料音楽配信の出現は、これまでのパッケージ化された商品に対しデータのみを流通させることから、音楽がノンパッケージ商品に変質していくことを意味している¹⁹。供給者にとって、ノンパッケージでの流通の最も大きなメリットは輸送コストとプレス工程の削減である。プレス工程の代わりに必要となるものが、配信システムの構築と各規格へのエンコード²⁰コストであるが、それも初期投資に過ぎない。こうした点から、仮にパッケージからノンパッケージへとユーザーの支持が変化すれば、供給者にとっては非常に大きなメリットがあると考えられる。

また、そもそもレコード会社やレコード販売店が介入しないモデルも容易に想像できる。実際に米国のラップグループのパブリック・エネミーや、日本のテクノポップグループの P-MODEL などが所属レコ

¹³ 実演家の許諾に基づいて制作されたレコードは、放送する場合に別途許諾を必要としない。(92条2項)

¹⁴ 現在のところ指定団体として承認されているのは、実演家の請求の場合が日本芸能実演家団体協議会、レコード制作者の請求の場合は日本レコード協会である。(半田正夫『著作権法概説 第10版』一粒社、2001年、304-309ページ。)

¹⁵ 前掲『著作権テキスト』50-59ページ。

¹⁶ ストリーミングに関する技術的な情報は、Reno Marioni「デジタルビデオ革命：誰でもできるストリーミング」2001年2月13日<<http://www.hotwired.co.jp/webmonkey/2001/06/index4a.html>>を参考にした。

¹⁷ 前掲『著作権テキスト』50-59ページ。

¹⁸ 社団法人日本音楽著作権協会 広報部(2002年8月7日)へのインタビューより。

¹⁹ 梅田勝司『図解で分かる音楽配信ビジネス』日本能率協会マネジメントセンター、2002年、24ページ。

²⁰ データを一定の規則に基づいて符号化すること。(e-Words<<http://www.e-words.ne.jp/>>より抜粋)

ード会社との契約を打ち切り、独自にインターネットで新曲を発売し始めるなど、アーティストがレコード会社に依存する意識が弱まりつつある²¹。これはアーティストが自ら音楽を配信できるようなビジネスモデル、いわゆる中抜きモデルが成立することを意味している。現状ではプロモーションのノウハウや費用などの問題から、メジャーシーンで活躍するアーティストが独自に有料で配信を行うようなモデルは主流ではないが、同じような意向を持つアーティスト同士が協力してアーティスト主導の音楽配信システムを構築する可能性は十分に考えられる。

1-2-2 自衛策としての有料音楽配信 米国でのファイル交換ソフト氾濫を背景に

ではこれら多くのビジネスモデルが模索されるなか、日本では既存のレコード会社を中心とする有料音楽配信システムが構築されてきたのはどのような経過を辿ってきたことに因るのであるか。まず、1999年12月20日にSME(株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント)が有料音楽配信サイト²²を立ち上げたことが、レコード会社による本格的な音楽配信の起点である。これは、レコード会社としては世界で初めての試みであり、それ以来日本のレコード会社は次々とインターネット配信事業に参入し、現在では大手レコード会社の多くが何らかの形で配信サービスに着手している。インターネットの常時接続サービスなど、ネットワークインフラが十分に整う前にSMEが配信サイトを立ち上げた背景にはファイル交換ソフトの脅威がある。いわゆるNapsterやGnutellaなどのP2P(Peer to Peer²³)技術を利用したファイル交換ソフトによるMP3(MPEG Audio Layer-3²⁴)の氾濫である。米国のように、不正に複製された音楽の氾濫が常識化してしまう前に、正規の課金ルートを構築しようというのがその狙いであった²⁵。つまり、音楽配信事業が音楽産業の予想を上回るスピードで進展してきたため、このままでは著作権保護機能を備えていないMP3に音楽市場を侵食され、米国の二の舞になりかねないとして、半ば自衛策の一環としてレコード会社が著作権保護機能を持つ有料音楽配信に着手したのである²⁶。

現在では著作権保護のため、SDMI²⁷準拠の音楽配信システムを構築する動きが活発であるが、どの著作権保護技術を採用するべきかが不明確、SDMIを世界規模で稼動するだけの法整備が不十分など、問題点も多く指摘されている。また、仮にSDMI準拠の著作権保護システムが世界的に構築されたとしても、肝心のユーザーが支持しなければ当の音楽が利用(購入)されず、ナンセンスな結果を招きかねない。

確かにユーザーの利用形態や範囲を制限することは、技術的には可能な時代となっている。しかしなが

²¹ 前掲『よくわかる音楽業界』192-193ページ。

²² bitmusic(ビットミュージック) <http://bit.sonymusic.co.jp/>

²³ 不特定多数の個人間で直接情報のやり取りを行なうインターネットの利用形態。また、それを可能にするアプリケーションソフト。(e-Wordsより抜粋)

²⁴ 映像データ圧縮方式のMPEG-1で利用される音声圧縮方式の一つ。オーディオCD並の音質を保ったままデータ量を約1/11に圧縮することができる。MP3には著作権保護機能がないため、市販のCDから音楽をパソコンにコピーして、MP3で圧縮した上でインターネットを通じて配布する海賊行為が世界的に問題となっている。(e-Wordsより抜粋)

²⁵ 山之内 正『図解 インターネットが変わる音楽産業』株式会社アスキー、2000年、6-7ページ。

²⁶ 前掲『よくわかる音楽業界』190-191ページ。

²⁷ 全米レコード協会と米国音楽業界最大手の5社が共同で設立した、インターネットを通じて安全に音楽を配布・販売できるフォーマットの確立に向けたプロジェクト。(e-Wordsより抜粋)

ら、過剰な管理はユーザー離れを生じさせ、自ら業界衰退を招く可能性があることを警告したい。これは JASRAC が掲げる音楽著作権管理構想「DAWN2001²⁸」にも同様のことが言える。

1-3 音楽配信ビジネスの課題

日本では、米国のようにファイル交換ソフトが氾濫する前に bitmusic などの有料音楽配信のビジネスモデルが確立されたが、結果的に Napster や WinMX などのファイル交換ソフトがユーザーに浸透してしまい（詳しくは後述）、ファイル交換サービス事業者や個人ユーザーを相手取った訴訟が後を絶たない。各レコード会社を中心とする音楽配信サイトが構築されていたにもかかわらず、ファイル交換ソフトが普及してしまった要因は、ファイル交換ソフトが次の性質を保持していたことに集約される。

- 一部のレーベル²⁹に偏らない豊富な楽曲数
- カスタマイズ（複製）の自由
- 無料でのサービス提供
- 汎用性の高い規格（MP3 など）で再生できる手軽さ

つまりユーザーにとっては、欲しい音楽が複製可能な状態で、しかも無料で手に入れることができるという、理想的な条件が整っていたのである。良質のコンテンツがあたかも P.D.（パブリック・ドメイン）であるかのように利用できる環境が形成されれば、そこにニーズが集中するのは必然と言えよう。ユーザーにとってのコストもファイル交換ソフトの入手以外は特に見当たらず、唯一のリスクが違法行為を行うことによる社会的地位の低下だったのである。これらを踏まえ、既存の有料音楽配信の課題を提示すと共に、提言を試みる。

- 全レーベルの楽曲を集中的に配信する独占的なポータルサイトを構築すること。
ユーザーは特定のレーベルに偏って音楽を利用するわけではない。ユーザーはアーティストやトレンドで選曲するのである。そのため、全てのレーベルの楽曲が入手できなければ継続した集客は望めない。
- OS の変更、及び端末のクラッシュ時の保証を行うこと。
SDMI 準拠のシステムでは購入時の端末環境以外では利用できないことになっているが、現実には長期にわたって環境が変わらない端末は皆無である。つまり既存のシステムでは、自分が購入した音楽が将来的には手元から失われることを了承できるユーザーにしか受け入れられない。
- 楽曲データの規格統一を目指すこと。
SDMI は著作権保護の基本方針を定めたに過ぎず規格統一を強制していないため、結果的に供給者が独自の方式でそれぞれ配信を行っている。これは規格乱立の原因となっており、ユーザーの利用負担を高める主要因である。ユーザーが有料音楽配信を利用するまでの敷居を低くするために、早急な規格統一が望まれる。

²⁸ DAWN2001 に関しては <http://www.jasrac.or.jp/profile/business/dawn/index.html> を参照のこと。

²⁹ レコードの制作・販売にあたる会社やブランドのこと。

- 簡素化された課金システムを構築すること。

クレジットカード決済中心の課金システムでは情報漏洩への不安感が拭い去れないほか、音楽の流行に敏感な10代の顧客を失うことになる。このままでは、電子商取引の利点である幅広い顧客情報の収集機会を失うこととなり、質の高い顧客データベースを構築できない。即ちCRM(カスタマー・リレーションシップ・マネジメント)が成立しなくなり、顧客満足度を高める機会を失う。

- 価格、及びコンテンツの質を改善すること。

パッケージ商品と差別化した有料音楽配信独自のコンテンツを整え、価格を改善することで集客の土台を形成し、いち早くキラコンテンツ³⁰を投入するべきである。新しい流通システム、及び媒体をユーザーが支持するには、スイッチングコストを上回るメリットが必要である。

供給者の論理が如何なるものであっても、顧客が満足しないビジネスモデルは成立しない。以上5点はユーザーのニーズを満たすための必要条件であり、早急な実現が必要だと信じる。

第2章 ファイル交換ソフトの影響

2-1 ファイル交換ソフトの実態

2-1-1 止まらないファイル交換

Napster社はRIAA(全米レコード協会)に事実上の運営差し止め(著作権つき楽曲データの発見と排除)を求めて提訴され、2001年7月以降ほぼ停止状態となっている。2002年9月3日には、デラウェア州連邦破産裁判所がドイツのメディア大手、ベルテルスマンによるNapster社の救済買収を認めないという判断を下したため、同社は清算手続きに入ることとなった³¹。しかしながら、インターネットを介した音楽ファイル交換は衰えることなく活況を呈している。インターネット利用者同士がサーバーを仲介せず直接データ交換が出来るNapster類似のソフトウェアが取って代わってユーザーに浸透してきたためである。Napsterは訴訟によって業務停止に追い込まれたが、結局はこれまでのNapsterユーザーが別のさらに改善されたソフトウェアの利用者に変貌を遂げただけであり、ファイル交換市場が縮小したとは言い難い。現在インターネット上ではオランダのファイル交換サービスKaZaAが累計8000万人以上に利用されているほか、1000万人程度の利用者を持つソフトウェアはベアシェアやライムワイヤをはじめとして5種類以上はあるとされている³²。訴訟においても、Napster社が米国で敗訴した一方でKaZaA社がオランダで勝訴する³³など、法の見解も世界で統一が図れていないのが現状である。さらにファイル交換

³⁰ あるサービスやコンピュータの機種を大きく普及させるきっかけとなる、特別に人気の高いサービスや情報のこと。(e-Wordsより抜粋)

³¹ 毎日新聞 2002年9月4日

³² 日本経済新聞 2002年6月5日

³³ 毎日新聞社 <<http://www.mainichi.co.jp/>> DIGITAL トゥデイ バックナンバー

「ファイル交換のカザーに法的責任なし、2審で逆転勝訴」2002年3月29日

ソフトはその開発者や事業者が消えてもユーザー間で普及していくもので、法整備や訴訟によって抑制するのは難しい。ファイル交換ソフトの中にはGnutellaのような一切の仲介サーバーを持たないものも複数存在しており、訴訟の矛先さえ見当たらない事例も多いのである。

2-1-2 国内におけるファイル交換の実態

日本国内においても、ブロードバンドユーザーを中心にファイル交換ソフトが広く浸透した。ACCS(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会) と RIAJ (社団法人日本レコード協会) が共同で行った国内調査によると、2002 年 1 月までにファイル交換ソフトを利用したのは推定 145 万人に上る。総務省の調査結果 (図 1) と比較すると、実にブロードバンドユーザーの約半数がファイル交換ソフトを利用した試算になる。また同調査でファイル交換ソフト利用経験者の約 8 割が WinMX をよく利用すると回答しており³⁴、国内ファイル交換市場の開拓に WinMX が大きく貢献したことが明らかとなっている。

WinMX は Napster と Gnutella の利点を併せ持つようなシステムと圧倒的な使いやすさ、そして日本語で操作ができるという点で一気に国内ユーザー数を増加させてきた³⁵。日本ではこの WinMX を利用してビジネスソフトを交換していたとして 2 人の学生が逮捕されている³⁶が、レコード業界からはこうした摘発による抑止効果を期待するのが限界であり、当面の対抗策としてはプロバイダ法³⁷に基づき回線接続業者を通じてユーザーに警告を出す程度しか見当たらないのが実態である³⁸。さらに、ファイル交換ソフト事業者への法的措置や利用者摘発などにマスコミが反応したため、ファイル交換ソフトの存在を世に認知させる結果となり、潜在的なファイル交換市場を開拓してしまった³⁹と考えられる。結果的には 2-1-1 で述べた米国の状況を、日本でも繰り返した格好となったのである。

音楽産業はこれまで、時代と共に変貌を遂げることよりも過去の慣習に時代を強制する道を辿ってきた。しかしファイル交換ソフトの出現はそうした音楽産業の体質そのものに一石を投じている。各国のレコード業界は Napster の敗訴を歓迎した。しかし訴訟によって残されたものは、ファイル交換ソフトそれ自身の存在を大衆に認知させたことと、さらに技術の進んだファイル交換ソフトを普及させたこと、そしてそれらのアンダーグラウンド化ではなかったであろうか。レコード業界が勝訴によって自らの立場を守った一方で、ファイル交換の氾濫を法的に食い止めようとする試みは失敗だったのである。

2-1-3 対立するファイル交換への見解

本論の調査の一環としてインタビューを行ったが、ファイル交換ソフトへの見解は、業界内でも対立しているようである。マネージメントオフィスやミュージシャンは概ねファイル交換ソフトに寛容、及び無

³⁴ 「ファイル交換ソフト利用実態調査結果の概要」社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会・社団法人日本レコード協会 共同調査、2002 年 5 月 29 日、5-8 ページ。

³⁵ 伊藤直樹「WinMX」2002 年 2 月 <<http://www.interbars.co.jp/it/it0045.html>>

³⁶ JASRAC プレスリリース「ファイル交換ソフト利用の著作権等の侵害で初の刑事処分」2002 年 3 月 26 日、を参考にした。

³⁷ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、の俗称。

³⁸ 社団法人日本音楽著作権協会 広報部 (2002 年 8 月 7 日) へのインタビューより。

³⁹ 前掲「WinMX」

関心であり、ファイル交換の存在を音楽産業の脅威とは感じていない。ファイル交換行為を否定することよりも、ファイル交換ソフトを利用することで多くの人に音楽が届き、それをきっかけにして新しいユーザー層が開拓されればよいというスタンスを構えている⁴⁰。それに対し、レコード会社や著作権管理事業者はファイル交換の存在自体を許さないという立場をとっているようである⁴¹。このような違いが生まれる原因のひとつが、音楽との接点の違いによるものだと考えられるが、いずれにしても同じ業界内においてファイル交換ソフトへの対立した見解が存在することは、ファイル交換ソフトが音楽産業に及ぼす影響が不透明であることを示唆しているのではないだろうか。

次節では実際にファイル交換ソフトが音楽産業にどのような影響を及ぼす（及ぼしてきた）可能性があるのかを検証したい。

2-2 パッケージ市場へ及ぼす影響

2-2-1 ネガティブ要因の可能性 RIAA と JASRAC の公式見解より

現在の音楽パッケージソフトウェア市場は低迷期を迎えている。世界市場に目を向けると、世界の主要なオーディオレコード消費国は米国を筆頭に日本、イギリス、ドイツ、フランスであり、1998年以降は日本と米国の2カ国だけで世界市場の過半数を占め続けているが、この両国のレコード生産は共に前年割れを起こしており⁴²、世界をリードする両国の低迷が、世界市場の縮小をもたらしている。RIAAは、さらに2002年1月からの半年間での米国内出荷量が前年同期と比較して10.1%減になったことを受け、インターネット上での無料ファイル交換ソフトが出荷量大幅減の主要因であると主張した⁴³。通常なら購入されるはずであった音楽がファイル交換によって対価を得られず、機会損失を被ったというものである。同じく日本においてはJASRACが決算報告書で「CD販売低迷の背景には、市販CDを音源とする音楽ファイル交換やそれに伴う複製などがあるとみられる」と明文化している⁴⁴ほか、2002年9月4日にエイベックス株式会社が中間期連結で業績を下方修正した際に、修正理由のひとつとしてファイル交換を挙げている⁴⁵。

こうした事例から、レコード業界や著作権管理事業者はインターネットを利用したファイル交換ソフトをパッケージ市場低迷の要因と位置づけていることは明らかである。確かに、通常であれば正規パッケージ商品を購入したはずのユーザーが、海賊版の音楽を手に入れてしまうことでその対価が支払われないとするならば、こうしたレコード業界の主張にも一定の理解を示すことが出来る。

⁴⁰ スタジオミュージシャンS氏（2002年5月12日）への匿名インタビューより。

⁴¹ 社団法人日本音楽著作権協会 広報部（2002年8月7日）へのインタビューより。

⁴² 国際レコード産業連盟（IFPI）の資料による。

⁴³ RIAA <<http://www.riaa.com/>> press release, *RIAA Releases Mid-Year Snapshot Of Music Industry*, Aug 26, 2002.

⁴⁴ 「平成13年度事業報告書・決算報告書」『日本音楽著作権協会会報/JASRACNOW』534号、社団法人日本音楽著作権協会、2002年、2ページ。

⁴⁵ エイベックス株式会社プレスリリース「平成15年3月期中間期連結及び単体業績予想の修正について」2002年9月4日、を参考にした。

2-2-2 ポジティブ要因の可能性

しかしながら、事情はそう単純ではないことが、最近の調査で明らかとなってきた。ファイル交換ソフトが音楽パッケージ市場にネガティブな影響を及ぼすとするレコード業界の主張とは逆行するデータが、各調査会社から報告されているのである。2002年6月12日にイプソス・レイド社が、「インターネットを利用した音楽ファイルダウンロード経験者のうち、8割以上がCDの購入枚数は以前と変わらない、あるいは増加したと答えている(図2)」とする調査結果を公開した⁴⁶ほか、同様にファイル交換ソフトが正規の音楽パッケージの購買意欲にポジティブな効果があるという調査結果が米ジュピターメディアメトリックス社⁴⁷と米フォレスター・リサーチ社⁴⁸から報告されている。著者が研究を行った範囲において、今年に入って音楽ファイル交換ソフトの利用がパッケージソフトの購買意欲を低下させるとする調査結果を公開したのはRIAAだけである。こうした調査結果を見る限り、ファイル交換ソフトの氾濫がパッケージ商品の売上低迷の要因であるとするレコード業界の主張にはほころびが見える。

こうした不整合はアーティストの見解からも垣間見ることが出来る。グラミー賞受賞経験のある米国のシンガーソングライター、ジャニス・イアンは2002年の5月と8月に、音楽業界誌 *Performing Songwriter Magazine* と自身のウェブサイト <janisian.com> を利用して、ファイル交換ソフトがパッケージ市場低迷の主要因であるとするレコード業界の主張に反論するかたちで、意見を述べた。彼女はNapsterが急速に普及していた時期に、自信のウェブサイトで自らの曲を無料でダウンロードできるようにしたところCDの売上が伸びたと述べ、ごく一部のスーパースターを除けばファイル交換ソフトはアーティストを支援するものだとする見解を発表し⁴⁹反響を呼んでいる。レコード会社が多大なプロモーションコストをかける一部の人気アーティストを除き、大多数の中堅以下のアーティストにとってはむしろファイル交換によるプロモーション効果が期待できるというのがその主張の根源にあるようだ。

このようなRIAAとアーティストとの見解の違いは、2-1-3で述べた国内音楽業界の状況とほぼ一致する。アーティストサイドは数千万～数億人がネットワークでつながっているファイル交換ソフト市場がプロモーション機能を果たしているという実感を持っているようである。

⁴⁶ Matt Kleinschmit, *File Sharing And CD Burners Proliferate*, Ipsos-Reid Corporation, June 12, 2002.

⁴⁷ Noah Shachtman, *Report Refutes Anti-Trade Debate*, <<http://www.wired.com/news/business/0,1367,52305,00.html>>, Jupitermedia Corporation.

この報告書で同社は、「ファイル交換ソフトを6ヶ月以上使用したことがあるユーザーは平均的なユーザーに比べて1.75倍程度の購買意欲がある」と述べている。

⁴⁸ 日本経済新聞 2002年8月28日

⁴⁹ Janis Ian, *THE INTERNET DEBACLE - AN ALTERNATIVE VIEW*, *Performing Songwriter Magazine*, May 2002.

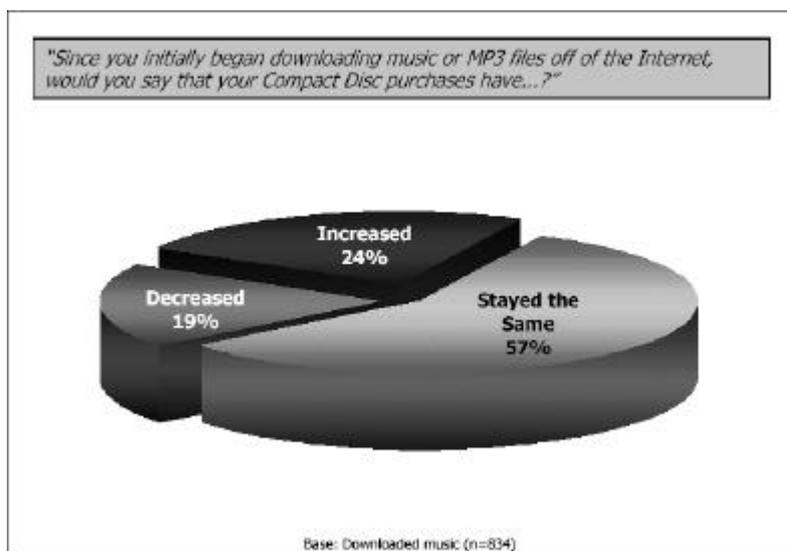


図 2 ファイル交換ソフト利用後の音楽パッケージ購入枚数（出典：イブソス・レイド社）

2-3 ノンパッケージ市場へ及ぼす影響

ファイル交換ソフトがノンパッケージ市場にどのような影響を及ぼす（及ぼしてきた）のか考察したい。Napster が全米でファイル交換ブームをもたらして以来、インターネット上のコンテンツに料金を支払うというユーザーの意識は低下したままとなっている⁵⁰。こうしたユーザーの感覚は、ファイル交換ソフトの普及によって浸透していったもので⁵¹、現段階ではインターネット上のコンテンツの市場価値は極めて低いと考えられる。そのため既存の有料配信サービスは国内の業界最大手が運営するサービスでも1ヶ月に数百件程度のダウンロードしかなく⁵²、ビジネスとして成立するに至っていないのが現状である。市場規模も2001年度はわずか4.5億円であり⁵³、5000億産業と言われる音楽産業に影響を及ぼす規模ではない。世界的にも、米国のAOLタイムワーナーや英国EMIなどが共同で2001年4月にミュージックネット⁵⁴を設立したが、業界推定で4万人程度の会員数にとどまっており、最盛期に8000万人が加入していたとされるNapsterとは比べものにならないほどユーザーの支持は希薄であった⁵⁵。

結果から見れば、有料音楽配信市場がある程度の大きさに達する前にファイル交換ソフトにその市場を奪われた格好となっている。こうなってしまうと有料音楽配信がユーザーの支持を得ることは極めて困難

⁵⁰ 2002年3月に、調査会社のJMM（ジュピター・メディア・メトリックス）が米国で行ったアンケートで、成人インターネットユーザーの約7割が、「コンテンツに金を払う理由が理解できない」と答えている。（倉持真理「コンテンツ有料化は難しい」2002年3月22日 <http://www.1to1.ne.jp/surf97.htm>）

⁵¹ 社団法人日本音楽著作権協会 広報部（2002年8月7日）へのインタビューより。

⁵² 前掲「インターネット有料音楽配信の現状と問題点」160ページ。

⁵³ 上田正勝「ブロードバンド・インターネット時代への期待と要望」エイベックスネットワーク株式会社、2002年2月8日、12ページ。

⁵⁴ <http://www.musicnet.com/>

⁵⁵ 日本経済新聞 2002年6月5日

である。一度ファイル交換ソフトを利用してしまったユーザーは、利用に制限の多い有料音楽配信に価値を見出せないからである。

ここで既存の有料音楽配信に注目すると、ファイル交換ソフトと差別化できている点、もしくは極めて有利な点が見出せない。次節では有料音楽配信がファイル交換ソフトと差別化し、ユーザーの支持を求めると共にノンパッケージ市場を拡大する試案を提示したい。

2-4 ファイル交換ソフトとの差別化

2-4-1 音楽消費時代の到来

現在の国内有料音楽配信がSMEのbitmusicから始まったことは先に述べた通りである。このbitmusicの早期設立は、米国のようにファイル交換ソフトが氾濫する前に音楽コンテンツの正規課金ルートを確固たるものとする、つまり自衛がその目的であったが、ブロードバンドが浸透するに連れてユーザーに普及したのは専らNapsterのようなファイル交換ソフトであり、有料音楽配信はユーザーの支持を得るに至らなかった。Napster訴訟の後もWinMXをはじめとするファイル交換ソフトが新たに氾濫しており、SMEの試みはすでに破綻していると言わざるを得ない。今日では多くのレコード会社が有料音楽配信に着手しているが、まだ有料音楽配信がビジネスとして成功している例は皆無であり、ビジネスモデルが模索されている。ではこうした有料配信サービスがユーザーに受け入れられ、ビジネスとして成立するにはどのような条件が必要であろうか。

この問いに答えるために、まず前提として音楽を消費する時代が到来していることを述べておかなければならない⁵⁶。我々はパッケージ商品としての音楽以外にも有線放送や音楽番組など、日常のあらゆる場面で音楽に触れ、それを消費している。媒体に記録して所有することなく、音楽を日常的に消費しているのである。インターネットでの音楽配信は、そうした音楽を消費するチャンネルを増設する意味をもつ。ユーザーに記録媒体を意識させないため、長期にわたり所有するパッケージの代替品として取り扱うのではなく、むしろノンパッケージとして消費される音楽利用形態のひとつと捉えるべきなのである。概して、音楽を消費するチャンネルとして相応しいコンテンツを提供できるかどうか有料音楽配信普及の鍵と言えよう。

2-4-2 一人歩きするレコード会社の思惑

有料音楽配信の普及を促す要因として、まず注目したいのが価格である。パッケージ商品は再販制度⁵⁷などの問題から価格を大きく変更することが困難である。しかしながら有料音楽配信ではそうした規制は特に設けられていないため、価格設定は自由にできる。

現在のところ、有料音楽配信サービスは1曲200～350円である。この価格は、設備投資やアーティストへの印税など、つまり供給者サイドの試算で決定されたものと考えられる。しかしながらこの価格はユ

⁵⁶ 伊藤直樹「まだ足踏みをしている音楽産業」2002年2月
<<http://www.interbars.co.jp/it/it0046.html>>

⁵⁷ 著作物は独占禁止法における再販売価格維持行為禁止の適用除外対象とされている。

ユーザーには受け入れられていないのが現状である。当初はほぼ全ての配信サイトで1曲350円だったことを考えると、2002年に入ってから bitmusic や @music⁵⁸ が1曲200円に値下げするなど、ある程度の改善が見られるものの、相変わらずコンテンツのフォーマットも乱立状態であり、ユーザーが音楽を利用するまでにかかる負担が大きいことには変わりはない。そのうえ、より汎用性が高くカスタマイズ自由なCDレンタルがシングル1泊100円から利用できるため、依然としてユーザーにとって魅力を感じる価格からは遠い。価格について述べるならば、JASRAC が NMRC (ネットワーク音楽著作権連絡協議会) との合意に基づき、インターネット上の音楽配信に関する著作権使用料規定を作成した時点で、JASRAC は1曲100円での配信を想定しており⁵⁹、有料音楽配信は安価でなければ普及しないことを予見していたのである。1曲350円という価格が設定された当時はレコード会社の思惑だけが一人歩きし、同業界の他者やユーザーの意向を汲み取れていなかったと言わざるを得ない。このことが既存の有料音楽配信モデル失敗の一要因と考えられる。

2-4-3 有料音楽配信普及の条件

しかしながら、著作権保護機能を備えた配信システムを構築しようとするればシステム構築にコストがかかり、必然とコンテンツの価格が高騰するという供給者の論理がある。ユーザーがファイル交換に手を出した結果、メーカーがそれを抑制するための著作権保護システムを構築した。しかしながらそのシステムはユーザーに受け入れられなかった。そこで、供給者がユーザーの支持を得るために、2つの試案を提示したい。

まず第1に現在の価格を大きく変更することなく有料配信市場を拡大させる試みである。ここでターゲットとなるのは比較的熱心な音楽ユーザーである。その方策は配信コンテンツの質向上であり、既存のレコードと競合することなく、より高品質の、言わば贅品として提供することで、ユーザーの購買意欲を刺激するというものである。具体的にはインターネット配信のみの特典、即ち希少な映像やリミックスバージョンなどを付加価値として限定的に配信するモデルを構築し、ニューメディアとしての存在意義を見出すことでユーザーの支持を獲得する。このモデルの利点は、配信コンテンツの利用がパソコン上にほぼ限定されてしまう一方で、既存のレコードとはその性質が差別化されているために、レコードと配信コンテンツの両者が競合しないことである。配信コンテンツの質が向上しても、汎用性という点でレコードの存在意義は残るのである。これにより、インターネットでの音楽配信とパッケージ商品との住み分けが実現できる。なお、このモデルの場合はコンテンツの質を向上させるためのコストをメーカーが負う必要があるため、力のあるメーカーとそうでないメーカーとで異なる質が乱立し、二極分化の構造を生み出す可能性があることを指摘しておく。

第2に徹底した値下げである。ここで私は、1曲50円以下を提案したい。前述した通り、現代は音楽を消費する時代である。権利や業界慣習のしがらみによって身動きの取れないパッケージ商品では、早急にこの大量消費時代のニーズに応える商品提供が困難である。この点はむしろ有料音楽配信のビジネスチャンスと捉え、新たな音楽流通市場を開拓するべきである。また、この価格であれば1曲100円から利用で

⁵⁸ エイベックス株式会社が運営する有料音楽配信サイト <<http://atmusic.avexnet.or.jp/wma/>>

⁵⁹ 社団法人日本音楽著作権協会 広報部 (2002年8月7日) へのインタビューより。

きる CD レンタルと十分に競争できるほか、違法複製やファイル交換を利用する際にユーザーが負担する労力や、違法行為を行うリスクに相当すると考えられるため、ファイル交換ソフトの利用と代替する可能性が高い⁶⁰。ファイル交換の影響でインターネット上のコンテンツの市場価値が極めて低いと考えられる以上、違法行為を行うユーザーのリスクに相当する金額がコンテンツの適正価格と言えるのではないだろうか。ここまでの極端な値下げが実現できれば、既存の音楽ユーザーが有料音楽配信を利用しやすくなるほか、カラオケユーザーなど、楽曲が発売されてから手元に届くまでに即効性が求められるユーザーに広く浸透する可能性がある。

第3章 結論

3-1 仮説の検証

以上、既存の有料音楽配信とファイル交換ソフトとを比較検討し、複数の見地から分析を試みた結果、次の6点が浮き彫りとなった。

インターネット上には音楽が利用可能かつ未開拓な領域が多く、今後の利用拡大が見込まれている。レコード業界の著作権保護意識とユーザーの利用形態とが両立するシステムが構築されていない。ファイル交換ソフトの氾濫を法的・制度的に抑止することは困難である。依然として楽曲データを入手する手段としてユーザーが支持しているのは、有料音楽配信ではなくファイル交換ソフトの利用である。ファイル交換ソフトの利用は音楽パッケージの購買意欲を促進する可能性がある。既存の有料音楽配信はファイル交換ソフトと比較して、特に有利な点が見受けられない。

これらは2つの可能性を示している。即ち「現状の有料音楽配信が既存のモデルではビジネスとして成立しない可能性」と「音楽産業がファイル交換ソフトとの住み分けによって発展する可能性」である。よってブロードバンド時代の音楽産業は、ファイル交換ソフトと競合し敵対するのではなく、共存を試みることで発展する可能性がある結論付けることができるのである。

以上より著者が提示した仮説、即ち「インターネットを利用した音楽流通ビジネスは、無料ファイル交換サービスとの差別化によって成立し得る」はその方向性としては正当だと言える。ただし音楽を利用する許諾システム、とりわけ著作権隣接権者との契約システムが迅速に形成されない場合、今後のビジネス展開に重大な支障をきたす可能性があることを付け加えたい。

本研究は、音楽業界内でもファイル交換ソフトへの見解が対立していることを明らかにできた点で有意義であった。しかしながらインターネットを利用したコンテンツビジネスは、まさにイノベーションの最中であるため、現在発表されているデータだけでは判断し辛い点が多く見受けられた。継続した研究と更なる検討を要すると考えている。

⁶⁰ 前掲「まだ足踏みをしている音楽産業」

3-2 ビジネスモデルの提案

本論では既存の有料音楽配信モデルの問題点を明らかにすることに主眼を置いてきた。それに加えて本節では、近未来のビジネスモデルとしてストリーミング配信モデルを提案したい。音楽をストリーミングで有料配信しているビジネスモデルは現状ではまだ無いが、ストリーミングによる音楽配信システムが確立されれば、ユーザーの多様な音楽利用形態を確保しつつも違法複製を抑止できると考えられるため、極めて音楽配信の理想像に近いと言える。なお、パソコン向けにショートフィルムをストリーミング配信するモデルは既に確立されている⁶¹。技術的問題は既にクリアされていると考えてよいだろう。

既存の有料配信モデルが音楽ファイルをダウンロード形式で配信するのに対して、著者が提案するストリーミング配信モデルはデータファイルを端末に取り込まず、サーバーから直接音楽を再生させる。著者がストリーミングによる配信モデルを提案する背景には、無線 LAN (構内情報通信網) 環境の急速な普及がある。駅や飲食店、ホテルなどを中心とした無線 LAN インターネット環境が徐々に構築されており、数年以内には人が集まる多くの場所で無線 LAN を利用できるような土壌が形成されると考えられる。すでに飲食店などでは NTT コミュニケーションズのホットスポットなどが実用化されており、今後の利用範囲拡大が見込まれている。日本経済新聞社が無線 LAN サービスを提供・計画している主要事業者 11 社に聞き取り調査した結果では、2002 年 7 月末の無線 LAN 基地局数は試験サービスを含めて 740 箇所であるが、既に決定されている増設計画のみでも年度末までに計約 8000 箇所の増設を計画している⁶²。当面は東京を中心としたサービス展開になることが予想されるが、実用化されれば全国の主要都市に広がるのは時間の問題と言えよう。仮にこうした無線 LAN インフラが整ったとすると、既存の有料音楽配信は変革を迫られることになる。なぜなら、ダウンロード形式の有料音楽配信と同じくインターネットを利用した有料音楽配信として、別途ストリーミングによる音楽配信ビジネスモデルが成立するからである。では、音楽をデータファイルではなくストリーミングとして配信することで、どのような効果が期待できるのだろうか。

：ユーザーの音楽格納コストをゼロにする。

ストリーミングはデータをサーバーに格納するために媒体に記録する必要が無く、携帯端末を持ち歩くだけでどこでも利用可能となる。媒体に記録する必要がないということは、従来の利用形態である“ユーザーが私的に録音をする”という過程が不要となることを意味する。ファイル配信では利用範囲がほぼパソコン上に限定されているうえ、別媒体での再生が不可能なフォーマットが主流のため、音楽の利用方法が多岐に渡っている現代ユーザーには浸透し辛いという側面があったが、ストリーミング配信ではインターネットにさえ接続できれば複製することなくどこでも利用できることから、現代ユーザーのニーズを満たすサービスであるといえる。

また、こうした複製不要の観点からすると、長期的には違法複製の抑止になると考えることが出来る。

⁶¹ 日本経済新聞 2002 年 7 月 11 日

⁶² 日本経済新聞 2002 年 8 月 15 日

なぜなら、音楽ファイルをカスタマイズするという過程そのものが不要となり、別媒体への録音を意識させないことから、ユーザーが音楽ファイルを複製するという感覚自体を拭い去ることが出来るからである。

ストリーミング配信はこうしたユーザーの音楽格納コストを限りなくゼロに近づけることが出来る点で既存の音楽流通モデルよりも有利だと言える。そもそもストリーミングは端末上にデータを残さないことから紛失という事態があり得ない。また、端末にデータを残さないことから、大容量記憶装置を持たない小規模端末での利用も大いに期待できるのである。

：ユーザーの多岐に渡る利用形態を確保する。

現代ユーザーは様々な場で音楽を利用する。自宅で音楽 CD を利用するだけでなく、携帯プレイヤーを持ち歩き、場所を問わずに音楽を利用している。そのため、現代ユーザーの支持を得るためには「ポータブル」でなければならない⁶³。いまやポータブルプレイヤーの普及率は3割を超えており⁶⁴、外出先で利用可能であることがユーザーにとっての必要条件となった。ストリーミング配信は、インターネットに接続できる環境であれば、端末の能力に左右されることなくユーザーの多岐に渡る利用形態に対応できる点が非常に優れている。現在の音楽ファイル配信モデルが普及しない理由のひとつに、ユーザーの自由度の低さがある。別媒体での再生ができないように設計されていることから、これまで CD-R や MD に録音して利用していたユーザーにとっては利用範囲の狭さに抵抗感と違和感を覚えるのである。

ストリーミング配信では、インターネット環境下であれば時間や場所を問わずに利用できるという点で、既存のファイル配信よりも優れている。無線 LAN 環境とキラーコンテンツがあれば急速に普及する可能性を秘めていると言える。

ネットワークの容量が十分大きくなりいつでも手軽にストリーミング配信が利用できるのであれば、記録メディアを所有する必要性は薄れていく。ネットワーク上のデータベースからいつでも自分の趣向にあった音楽を利用できる時代がそれほど遠くはないかもしれない⁶⁵。ユーザーにとっては、音楽をいつでもどこでも自分が購入した音楽を取り出せる。しかも音楽それ自体を管理する必要がなくなる。ストリーミングによる音楽配信の確立は、いわばユビキタス・ミュージック・ネットワークを構築するのである。

このモデルは、レコード業界がファイル交換ソフトの利用に過剰とも取れる反発を示していることから提示したものである。仮にファイル交換行為が正規音楽パッケージの購買意欲を高めるものであるとしても、著作権保護を施さない音楽データファイルのインタラクティブ配信が違法行為である⁶⁶ため、レコー

⁶³ 「記録音楽の歴史番外編：音楽とインターネット」2000年5月12日

<http://homepage1.nifty.com/musiccafe/mhist_bangai.htm>

⁶⁴ 「2001年度音楽パッケージソフトユーザー実態調査」社団法人日本レコード協会、2001年、10ページ。

⁶⁵ 梶 雅昭「NAPSTER 訴訟とその衝撃」2000年9月

<<http://www.hokkaido.dbj.go.jp/chiiki2/kaji/003/napster.html>>

⁶⁶ ただし、権利者が許可した場合、又は公衆送信権、及び送信可能化権を放棄した場合はその限りではない。

ド業界は著作権保護を主張せざるを得ない。必然と音楽配信サービスに著作権保護機能が必要となり、規格乱立が生じ、ユーザー離れが進む。こうした悪循環をいち早く止めなければ、有料音楽配信は一向に発展せず、音楽産業発展の好機を逃すことになるのではないだろうか。

主要参考資料

- 相徳昌利『音楽業界スタッフ入門』中央経済社、2000年。
- 安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス 基礎編』株式会社リットーミュージック、2002年。
- 安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス 実践編』株式会社リットーミュージック、2002年。
- 岩井千明「インターネット有料音楽配信の現状と問題点」『青山国際政経論集』第56号、2002年5月、157-177ページ。
- 上田正勝「ブロードバンド・インターネット時代への期待と要望」エイベックスネットワーク株式会社、2002年2月8日。
- 内田達也「著作物貸与権と市場均衡」『青山国際政経論集』第48号、1999年9月、83-99ページ。
- 内田達也「著作物の私的複製に対する法的規制と経済厚生」『青山国際政経論集』第38号、1996年9月、15-30ページ。
- 梅田勝司『図解で分かる音楽配信ビジネス』日本能率協会マネジメントセンター、2002年。
- 岡本 薫『インターネット時代の著作権』財団法人全日本社会教育連合会、2002年。
- 木下 豊『音楽の全仕事 2001』株式会社シンコー・ミュージック、2000年。
- 田中 順「音楽レコード小売業界の現状と課題」『住友信託銀行 調査月報』2002年8月号。
- 中谷 巖『IT革命と商社の未来像』東洋経済新報社、2001年。
- 林 幸助「ネットワーク上の音楽著作権とJASRAC（前編）」『CYBER SECURITY MANAGEMENT』2001年4月号、34-37ページ。
- 林 幸助「ネットワーク上の音楽著作権とJASRAC（後編）」『CYBER SECURITY MANAGEMENT』2001年5月号、31-34ページ。
- 半田正夫『著作権法概説 第10版』一粒社、2001年。
- 半田正夫『マルチメディアと著作権』社団法人著作権情報センター、2002年。
- 三野明洋『よくわかる音楽業界』日本実業出版社、2001年。
- 山之内 正『図解 インターネットで変わる音楽産業』株式会社アスキー、2000年。
- 渡邊美佐『音楽著作権管理者養成講座テキスト1』社団法人音楽出版社協会、2000年。
- 渡邊美佐『音楽著作権管理者養成講座テキスト2』社団法人音楽出版社協会、2002年。
- David Naggar, And Jeffrey D.Brandstetter, *THE MUSIC BUSINESS*, DAJE PUBLISHING, 1995.(大武和夫 訳『音楽ビジネス入門』東亜音楽社、1999年。)
- 「音楽産業の現状と課題について」経済産業省メディアコンテンツ課、2001年11月。
- 「コンテンツ政策の課題と方向性について」経済産業省メディアコンテンツ課、2001年11月。
- 「コンテンツ流通促進検討会報告書」経済産業省コンテンツ流通促進検討会、2002年7月17日。
- 『著作権関係法令・諸規程集』社団法人音楽出版社協会。

- 「ファイル交換ソフト利用実態調査結果の概要」 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会・社団法人日本レコード協会 共同調査、 2002年5月29日。
- 『日本音楽著作権協会会報 / JASRACNOW』 522号、社団法人日本音楽著作権協会、2001年7月。
- 『日本音楽著作権協会会報 / JASRACNOW』 534号、社団法人日本音楽著作権協会、2002年7月。
- 「日本のレコード産業 2002」 社団法人日本レコード協会、2002年。
- 「2001年度 音楽パッケージソフトユーザー実態調査」 社団法人日本レコード協会、2001年。
- 「情報通信白書平成14年版」 総務省、2002年7月。
- 「インターネット接続サービスの利用者数等の推移【平成14年7月末現在】(速報)」 総務省総合通信基盤局、2002年9月2日 http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020902_2.html
- 『初めての著作権』 著作権情報センター、2002年。
- 『著作権テキスト』 平成14年度版 文化庁長官官房著作権課、2002年。

- 朝日新聞
- 毎日新聞
- 日本経済新聞

- 伊藤直樹「IT革命の実践」 2002年2月 <http://www.interbars.co.jp/it/it0046.html>
- 岡村久道「MP3と著作権法」 2002年2月23日 <http://www.law.co.jp/okamura/copylaw/mp3.htm>
- 梶 雅昭「NAPSTER 訴訟とその衝撃」 2000年9月
<http://www.hokkaido.dbj.go.jp/chiiki2/kaji/003/napster.html>
- 倉持真理「コンテンツ有料化は難しい」 2002年3月22日 <http://www.1to1.ne.jp/surf97.htm>
- 中村琢磨「ファイル交換ソフト“狂騒曲”(2)」 2002年2月9日
<http://www.zdnet.co.jp/news/0202/09/mmo2.html>
- 「記録音楽の歴史番外編：音楽とインターネット」 2000年5月12日
http://homepage1.nifty.com/musiccafe/mhist_bangai.htm
- Matt Kleinschmit, *File Sharing And CD Burners Proliferate*, Ipsos-Reid Corporation, June 12, 2002.
- Noah Shachtman, *Report Refutes Anti-Trade Debate*, Jupitermedia Corporation, May 2002.
- Reno Marioni 「デジタルビデオ革命：誰でもできるストーリーミング」 2001年2月13日
<http://www.hotwired.co.jp/webmonkey/2001/06/index4a.html>

毎日新聞社 <<http://www.mainichi.co.jp/>> DIGITAL トゥデイ バックナンバー

- 「オランダでも音楽ファイル交換サービス敗訴」 2001年12月6日
- 「ファイル交換のカザーに法的責任なし、2審で逆転勝訴」 2002年3月29日

エイベックス株式会社 <<http://www.avex.co.jp/>> プレスリリース

- 「エイベックスネットワーク・ニュース Vol.2」 2000年8月25日
- 「エイベックスが音楽配信の価格を改定」 2002年3月1日
- 「平成14年度定例記者会見」 2002年5月22日
- 「平成15年3月期中間期連結及び単体業績予想の修正について」 2002年9月4日

JASRAC <<http://www.jasrac.or.jp/>> プレスリリース

- 「NMRCとJASRAC、有料配信等商用サービスの使用料本格合意」 2000年8月17日
- 「ファイル交換ソフト利用の著作権等の侵害で初の刑事処分」 2002年3月26日

RIAA <<http://www.riaa.com/>> press release

- *RIAA Releases Mid-Year Snapshot Of Music Industry*, Aug 26, 2002.

janisian.com <<http://www.janisian.com/>>Written Articles

- Janis Ian, *THE INTERNET DEBACLE - AN ALTERNATIVE VIEW*, Performing Songwriter Magazine, May 2002.
- Janis Ian, *FALLOUT - a follow up to The Internet Debacle*, August 1, 2002.
- スタジオミュージシャン S 氏 (2002 年 5 月 12 日) への匿名インタビュー
- 社団法人日本音楽著作権協会 広報部 (2002 年 8 月 7 日) へのインタビュー